

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める意見書

令和6年度介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。

しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げようとしています。この基本報酬の引き下げについて、厚生労働省は、令和5年度の介護事業経営実態調査で、訪問介護の利益率が令和4年度決算で7.8パーセントと、全サービス平均の2.4パーセントを大きく上回ったことを根拠としています。

しかしながら、高い利益率には、訪問介護員の移動時間がほとんどかからず、安定して介護ニーズがあるサービス付き高齢者向け住宅等における収益が含まれています。これでは在宅介護が受けられなくなる要介護者や家族、介護離職の増大、小規模な訪問介護事業者の倒産の増大に直結するおそれがあります。

東京商工リサーチの調査によると、2023年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増しています。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられています。特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があります。

厚生労働省は、訪問介護については、処遇改善加算について高い加算率にしたと説明していますが、運営資金につながる基本報酬を下げてしまえば、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白です。また、同省は、処遇改善加算を取りやすくすると説明していますが、上位の加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難です。

また、同省によると、令和4年の訪問介護従事者の賞与込み給与は月28万3,000円で全産業平均より8万円近く低いとされ、令和4年度の有効求人倍率は、全職業の1.31倍に対し、訪問介護は15.53倍とされており、その人手不足は顕著です。

この訪問介護の人手不足の問題は、訪問介護員の高齢化、資格を取っても施設サービスやデイサービス等に就くことが多い、経営的に不安定で正社員雇用が難しくパートや契約ヘルパーが中心である、利用者の入院等で空き時間が出ることもあり収入が安定しないなど、深刻なものとなっています。

訪問介護の基本報酬を引き下げれば、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねません。よって、本市議会は、政府に対し、以下の事項を実施するよう強く要請します。

記

- 1 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回して見直しを行い、とりわけ経営が悪化している小規模な訪問介護事業者など地域や経営の実態に対応した報酬の引き上げを行うこと。
- 2 小規模事業者であっても実際に処遇改善加算を取れるようにすること。
- 3 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービスごとの全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
- 4 訪問介護事業所の経営難の原因になっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

福岡県直方市議会議長 田代 文也

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
厚生労働大臣	武見 敬三 様
内閣官房長官	林 芳正 様